

## 労働関係の統計報告等の公表時期に係る改善

番号	統計報告名	概要	現行				改善後	
			基準日 又は 対象期間	報告期限	公表日	基準日から 公表日までの 期間	公表日	前倒しの状況
1	労働争議統計調査	我が国における労働争議の状況を明らかにする。	1月1日～ 12月31日	翌月20日 (毎月報告、年間 累計)	10月中・下旬 (年間分のみ)	10か月	8月	2ヶ月
2	労働保険適用徴収関係各種業務統計 (月報)	適用事業場数及び保険料等について集計したも の	毎月	—	— (翌月10日に集計)	—	翌月の末日	新たに公表
3	労働保険適用徴収関係各種業務統計 (年報)	適用事業場数及び保険料等について集計したも の	4月1日～ 3月31日	—	— (翌年7月に集計)	—	6月	新たに公表
4	労働災害発生状況【年の確定値】	一年間に発生した労働災害発生状況の数値を 集計するもの	1月1日～12月31日 (従前より、当該期 間に災害が発生 し、事業者から監 督署への報告の遅 れ等を考慮し、4月 7日までに報告等 があったものを対 象としている。)	—	5月末日頃	約2か月	5月上旬	20日
5	熱中症による死亡災害発生状況につ いて	①死亡災害発生状況(件数、業種別、作業開始 からの日数別、月・時間帯別、都道府県別)に係 る各年の統計値、 ②災害発生状況の概要、 を公表している。	1月1日～12月31日 (従前より、当該期 間に災害が発生 し、事業者から監 督署への報告の遅 れ等を考慮し、4月 7日までに報告等 があったものを対 象としている。)	—	6月下旬	2.5ヶ月	6月上旬	15日
6	産業別死傷災害年千人率	年千人率(労働者千人当たりの被災者数)につ いて、年ごとに集計するもの	1月1日～ 12月31日	—	「労働者災害補償 保険事業年報」が 公表された後、す みやかに掲載。(2 月)	—	6月	8ヶ月
7	業務上疾病発生状況等調査	①業務上疾病発生状況、 ②定期健康診断実施結果、 ③特殊健康診断実施結果、 ④じん肺管理区分の決定状況、 ⑤じん肺健康管理実施状況 に係る各年の統計値を公表している。	1月1日～12月31日 (従前より、事業者 から監督署への報 告の遅れ等を考慮 し、①は5月6日、 ②③は3月23日、 ④⑤は4月5日ま でに報告等があっ たものを対象とし ている。)	—	7月上旬	①2ヶ月 ②③3.5ヶ月 ④⑤2.5ヶ月	6月下旬	15日

注 各統計報告等については、表紙の担当課室(各統計報告等の番号に対応)にお問い合わせください。

番号	統計報告名	概要	現行				改善後	
			基準日 又は 対象期間	報告期限	公表日	基準日から 公表日までの 期間	公表日	前倒しの状況
8	酸素欠乏症等の労働災害発生状況について	①災害発生状況(件数、業種別、月別)に係る各年の統計値、 ②災害発生状況の概要、 を公表している。	1月1日～12月31日 (従前より、当該期間に災害が発生し、事業者から監督署への報告の遅れ等を考慮し、5月6日までに報告等があったものを対象としている。)	—	7月下旬	2.5ヶ月	6月上旬	1.5ヶ月
9	労働者災害補償保険事業年報	各年度における労災保険給付データ等に加え、労災保険制度の沿革、労災保険法関係法令改正の経過等についてまとめたもの ①労災行政情報管理システムで処理された労災保険給付データ ②労働保険適用徴収システムから提供される、適用・徴収関係データ ③各地方局から報告を受ける社会復帰促進等事業関係のデータ	4月1日～ 3月31日	—	2月頃	10ヶ月	各々ごとに 数値を公表 ①6月末 ②11月末 ③9月末	①8ヶ月 ②3ヶ月 ③5ヶ月
10	監督業務実施状況	1年間における臨検監督等の実施状況を集計したもの。	1月1日～ 12月31日	3月末	7月の印刷製本後、求めに応じ外部に公表。	6.5ヶ月	5月下旬	2ヶ月
11	技能実習生の労働条件確保のための監督指導及び送検の状況	1年間における外国人技能実習生受入事業場に対する臨検監督の実施状況及び送検状況を集計したもの。	1月1日～ 12月31日	6月中旬	8月上旬	7.5ヶ月	5月下旬	2.5ヶ月
12	外国人労働者に係る申告処理状況	1年間の外国人労働者に係る申告処理状況を集計したもの	1月1日～ 12月31日	年により異なる	8月上旬	7.5カ月	5月下旬	2.5ヶ月
13	監督指導による賃金不払残業の是正結果 (報道発表及びHP公表)	全国の労働基準監督署が割増賃金の支払について労基法違反として是正を指導した事案のうち、1企業当たり100万円以上の割増賃金が支払われた事案の状況を取りまとめたもの。	4月1日～ 3月31日	8月中旬	10月中旬	6.5カ月	9月下旬	1ヶ月
14	雇用保険事業年報	雇用保険制度に係る業務統計について、年1回集計、公表。	4月1日～ 3月31日	—	10月以降	6ヶ月程度	7月末日速報 9月末日確報	3ヶ月 (確報では1ヶ月)
15	職業紹介事業報告	指導監督の基礎資料のため、職業紹介事業者から毎年度報告を求めている「有料、無料、特別の法人無料及び地方公共団体無料職業紹介事業報告」を年1回集計、公表。	4月1日～ 3月31日	4月30日まで	12月末頃	9ヶ月	6月速報、10月確報	7ヶ月 (確報では3ヶ月)
16	労働者派遣事業報告	指導監督の基礎資料のため、派遣元事業者から毎年度報告を求めている「労働者派遣事業報告」を年1回集計、公表。	各派遣元事業者の 事業年度	事業年度 終了後 3か月以内	12月末頃	派遣元事業者の事業年度によって期間が異なるが、事業年度の末日から最短9ヶ月	5月速報、9月確報	7ヶ月 (確報では3ヶ月)

注 各統計報告等については、表紙の担当課室(各統計報告等の番号に対応)にお問い合わせください。

番号	統計報告名	概要	現行				改善後	
			基準日 又は 対象期間	報告期限	公表日	基準日から 公表日までの 期間	公表日	前倒しの状況
17	労働者派遣事業報告	指導監督の基礎資料のため、派遣元事業主から毎年度報告を求めている「労働者派遣事業報告」を年1回集計、公表。	6月1日	事業年度終了後 3か月以内	報告対象期間の 翌年12月末頃	1年7ヶ月	7月速報、9月確報 ※6月1日現在の状況は年度報告と切り離して報告を求めることとする。	速報で1年5ヶ月 確報で1年3ヶ月
18	障害者雇用状況報告	障害者雇用促進法に基づいた、各民間企業・公的機関の毎年6月1日現在の障害者雇用状況の報告の年1回集計、公表。	6月1日	7月15日	11月20日前後	6ヶ月	10月末	20日
19	障害者雇用実態調査	民営事業所における障害者の労働条件、雇用管理上の措置等を調査するとともに、障害者本人に対し職場環境・職場生活、将来の不安等を5年毎に調査。	11月頃 (5年に1度)	基準日から 1ヶ月半後	基準日から 1年以内	1年	基準日から10ヶ月 以内	2ヶ月
20	障害者就業実態調査	障害者手帳所持者を対象に、障害者の障害の種類・程度及び就業形態職種等に係る状況を5年毎に調査。	7月頃 (5年に1度)	基準日から 1ヶ月後	基準日から 1年6ヶ月 以内	1年6ヶ月	基準日から10ヶ月 以内	8ヶ月
21	技能検定実施状況 (業務統計)	技能検定試験の受検申請者数、合格者数等実施状況について年1回集計、公表	4月1日～ 3月31日	事業年度終了後 3ヶ月以内又は合格者の決定後2週間以内	9月末	6ヶ月	7月末 ※新たに半期ごとの状況も公表	2ヶ月
22	能力開発基本調査	我が国の企業、事業所、労働者の能力開発の実態を明らかにし、職業能力開発行政に資することを目的として、主要産業における企業及び事業所の教育訓練の実施状況等について調査を行うもの	設問により 当年10月1日 又は 前年度	11月20日	6月	8ヶ月	5月	1ヶ月
23	男女雇用機会均等関係業務報告	都道府県労働局雇用均等室における男女雇用機会均等法に係る相談、指導件数等を把握することを目的とする業務報告	4月1日～ 3月31日	4月20日	5月末	2ヶ月	※新たに4半期ごとの数値も公表	—
24	育児・介護休業関係業務報告	都道府県労働局雇用均等室における育児・介護休業法に係る相談、指導件数等を把握することを目的とする業務報告	4月1日～ 3月31日	4月20日	7月目途	3.5ヶ月	5月末 ※新たに4半期ごとの数値も公表	2ヶ月
25	次世代関係業務報告	次世代対策推進法に基づき都道府県労働局雇用均等室への一般事業主行動計画策定届提出、認定企業の状況等を把握することを目的とする業務報告	6月30日	7月10日	9月末	3ヶ月	8月末	1ヶ月
26	パートタイム労働関係業務報告	都道府県労働局雇用均等室におけるパートタイム労働法に係る相談、指導件数等を把握することを目的とする業務報告	4月1日～ 3月31日	4月30日	7月目途	3.5ヶ月	5月末 ※新たに4半期ごとの数値も公表	2ヶ月

注 各統計報告等については、表紙の担当課室(各統計報告等の番号に対応)にお問い合わせください。

番号	統計報告名	概要	現行				改善後	
			基準日 又は 対象期間	報告期限	公表日	基準日から 公表日までの 期間	公表日	前倒しの状況
27	雇用均等基本調査	男女の雇用均等問題に係る雇用管理の実態を把握することを目的とする調査	10月1日	10月31日	8月半ば	10.5ヶ月	7月半ば	1ヶ月
28	民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況	資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合のある企業のうち、妥結額等を把握できた企業の数値について公表したもの。	概ね3月～6月(公表の直近までの調査対象を含める)	公表の直近までを対象とする。	9月10日 (平成21年度実績)	—	7月末	1.5ヶ月
29	民間主要企業夏季一時金要求・妥結状況	資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合のある企業のうち、夏季一時金について、妥結額等を把握できた企業の数値について公表したもの。	概ね3月～7月(公表の直近までの調査対象を含める)	公表の直近までを対象とする。	11月10日 (平成21年度実績)	—	9月末	2ヶ月
30	民間主要企業年末一時金要求・妥結状況	資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合のある企業のうち、年末一時金について、妥結額等を把握できた企業の数値について公表したもの。	概ね3月～11月(公表の直近までの調査対象を含める)	公表の直近までを対象とする。	2月25日 (平成20年度実績)	—	1月下旬	1ヶ月

注 各統計報告等については、表紙の担当課室(各統計報告等の番号に対応)にお問い合わせください。